



2018年12月11日

各 位

会 社 名 株式会社ジーエヌアイグループ
 代 表 者 名 取締役代表執行役 イン・ルオ
 社長兼CEO
 (コード番号:2160 東証マザーズ)
 問 合 せ 先 取締役代表執行役 トーマス・イーストリング
 CFO
 (TEL. 03-6214-3600)

**第三者割当による新株式並びに
 第43回及び第44回新株予約権の発行に関するお知らせ**

当社は、2018年12月11日付の取締役会決議において、第三者割当により、新株式（以下「本株式」といいます。）、第43回新株予約権及び第44回新株予約権（以下、第43回新株予約権及び第44回新株予約権を、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）を発行すること、並びに金融商品取引法による届出の効力発生後に、本株式及び本新株予約権に係る買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

＜本株式発行の概要＞

(1) 払 込 期 日	2018年12月27日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 350,000 株
(3) 発 行 価 額	1株当たり 3,497 円
(4) 調 達 資 金 の 額	1,207,600,000 円
(5) 募 集 又 は 割 当 方 法	第三者割当の方法による
(6) 割 当 予 定 先	CVI Investments, Inc.
(7) そ の 他	当社は、CVI Investments, Inc.（以下「割当予定先」といいます。）との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本株式に係る本買取契約を締結する予定です。

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割 当 日	2018年12月27日
(2) 発 行 新 株 予 約 権 数	10,500 個 第43回新株予約権 5,250 個 第44回新株予約権 5,250 個
(3) 発 行 価 額	総額 36,960,000 円 第43回新株予約権 1個当たり 4,577 円 第44回新株予約権 1個当たり 2,463 円
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：1,050,000 株（本新株予約権 1個につき 100 株） 第43回新株予約権 525,000 株 第44回新株予約権 525,000 株 いずれの回号についても、上限行使価額は修正条件から実質的に当初行使価額と同額となります。 いずれの回号についても、下限行使価額は 1,943 円であり、下限行使

	価額においても潜在株式数は変動しません。
(5) 調達資金の額（新株予約権の行使に際して出資される財産の価額）	4,287,260,000 円（注）
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	<p>当初行使価額 第 43 回新株予約権 3,885 円 第 44 回新株予約権 4,273 円 いずれの回数についても、以下の内容の行使価額の修正が行われます。</p> <p>(1) 当社は、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、2019 年 6 月 28 日、同年 12 月 28 日、2020 年 6 月 28 日、2021 年 6 月 28 日、2022 年 6 月 28 日及び 2022 年 12 月 28 日（以下、個別に又は総称して「修正日」といいます。）の各日を効力発生日として、行使価額の修正を行うことができます。当社は、本号に基づく行使価額の修正を行う場合、事前にその旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知するものとし、行使価額は、修正日以降、(i) 当該修正日に先立つ 10 連続取引日において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii) 当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正されます。</p> <p>(2) 上記(1)に関わらず、行使価額は、2020 年 12 月 28 日及び 2021 年 12 月 28 日の各日を効力発生日として、同日以降、(i) 当該効力発生日に先立つ 10 連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii) 当該効力発生日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正されます。</p> <p>(3) 上記第(1)又は(2)に基づく修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とします。</p>
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(8) 割当予定先	CVI Investments, Inc.
(9) その他	<p>当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生效后に、本買取契約を締結する予定です。本買取契約においては、以下の内容が定められる予定です。詳細は、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（1）資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等（6）ロックアップについて」に記載しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低行使数量に係る条項 ・本新株予約権の買取りに係る条項 ・ロックアップに係る条項 <p>なお、当該契約において、本新株予約権の譲渡（但し、Bank of America Merrill Lynch、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除きます。）の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められており、また、譲渡された場合でも、上記の割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれる旨が規定されております。</p>

(注) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「【資金調達目的】」に記載の資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました。下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 (他の資金調達方法との比較)」に記載のとおり、公募増資やMSCB等の各種資金調達方法には各々メリット及びデメリットがある中で、割当予定先との間で協議を進めてきた下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」に記載された本株式及び本新株予約権の発行(以下「本資金調達」といいます。)は、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 (本資金調達の特徴)」に記載のメリットがあることから、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由 (本資金調達の特徴)」に記載の留意点に鑑みても、本資金調達が当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断いたしました。そのため、本資金調達を行おうとするものであります。

【資金調達の目的】

当社は、2007年に東証マザーズに上場来、医薬品候補物が1つのバイオ製薬企業から、中国・米国・日本の世界3大医療市場において事業展開を行うグローバル製薬企業へと発展してまいりました。特に、2017年は当社グループの主力医薬品であるアイスーリュイの中国における新保険目録取載を機に、販売体制を直販体制へ移行し収益力の拡大に努めるとともに、Berkeley Advanced Biomaterials LLCを買収し事業の多角化及び収益力の安定を図ることにより、将来のさらなる成長に向けた事業収益モデルを築くことができました。2018年は、中核事業においては引き続き売上及び利益が拡大し、これまでのところ過去最高の売上収益と営業利益を達成しております。一方、将来への投資として、先進的なユビキチン化を介したタンパク質分解技術に基づく、新しい創薬基盤の構築を目的とする米国子会社Cullgen Inc. (Cullgen)を2018年1月に設立しました。Cullgenは、設立以来、uSMITE™技術(ユビキチン化を介した低分子標的タンパク質分解誘導技術)を活用したがん領域の新規化合物を多数合成し、その技術と開発戦略を検証しつつ、国際的かつトップクラスの研究開発組織へと成長しております。

このような状況のもと、当社にとって最も重要かつ将来性の高い創薬候補化合物の一つであるF351の複数国における開発が大きく進展し、重要な節目を迎えました。具体的には、中国において、F351の、慢性B型肝炎ウイルス感染に伴う肝線維症を適応症とする第2相臨床試験を審査する独立データモニタリング委員会より、本試験における良好な結果を受け、新規被験者登録を停止すべきとの勧告を受領し、また、米国においては、F351の第1相臨床試験に関し全ての被験者群の登録が成功裏に完了しました。F351(一般名:ヒドロノン)は、当社グループの開発パイプラインの中でも重要な創薬候補化合物で、臨床開発活動を世界の主要医薬品市場で展開する当社戦略に必要な不可欠なものです。F351は、アイスーリュイの誘導体である新規開発化合物であり、肝星細胞の増殖及び内臓の線維化に重要な役割を果たすTGF-β伝達経路の両方の阻害剤です。当社グループは中国、日本、豪州、カナダ、米国及び欧州各国を含む主要な国でのF351の特許権を保有しております。肝線維症の確立された治療法は現在存在しないため、当社グループは、これらF351臨床試験の特筆すべき進展が、患者の皆様にもたらすことになることを期待しております。

当社グループは、今後、F351の中国における第3相臨床試験及び米国における第2相臨床試験の実施を想定しておりますが、必要とされる資金は当社の自己資金では不足していることから、今般の資金調達を行うことといたしました。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、割当予定先に対し本株式及び本新株予約権を割り当て、本株式については払込期日に、本新株予約権については割当予定先による行使によって当社が資金を調達する仕組みとなっております。本新株予約権の行使価額は、第43回新株予約権については3,885円、第44回新株予約権については4,273円に当初設定されていますが、当社は、当社取締役会の決議により、2020年12月及び2021年12月を除き、発行後半年毎に行使価額の修正を行うことができます。また、2020年12

月及び2021年12月については、同月28日を効力発生日として、行使価額は自動的に修正されます。行使価額の修正が行われる場合、行使価額は、修正日以降、(i)当該修正日に先立つ10連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額、又は(ii)当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正されます。但し、かかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回することはありません。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生效后に、本買取契約を締結いたします。本買取契約においては以下の内容が定められる予定です。

① 最低行使数量に係る条項

割当予定先は、第43回新株予約権又は第44回新株予約権を行使する場合には、各回号の新株予約権について最低2,625個の新株予約権（但し、割当予定先が保有する各回号の新株予約権の数が2,625個未満である場合には、割当予定先が保有する各回号の全ての新株予約権）を行使することとされています。但し、本新株予約権の割当日から18ヶ月の期間において、当該最低行使数量の新株予約権の行使により割当予定先に交付される当社普通株式の数と割当予定先が保有する当社普通株式（割当予定先によるスワップ取引等に係る株式を含みます。）の数を合計した数に基づき、本買取契約に従って算出される割当予定先の当社株式保有比率が8%以上となることについて、割当予定先が当社に合理的な証拠を提供した場合には、最低行使数量は(i)2,625個、又は(ii)当該株式保有比率が8%未満となる範囲で最大の個数のいずれか少ない個数となります。また、本新株予約権の割当日から18ヶ月の期間以降においても、割当予定先が各回号の新株予約権について2,625個未満（但し、割当予定先が保有する各回号の新株予約権の数が2,625個未満である場合には、割当予定先が保有する各回号の全ての新株予約権より少ない数）の本新株予約権を行使したい旨当社に要求した場合は、当社は当該行使について割当先と誠実に協議することとされています。

② 本新株予約権の買取りに係る条項

当社又は当社の重要な子会社が本買取契約に定める取引（当社又は当社子会社によるその全て若しくは実質的に全ての資産の処分等）を行った場合又は当社に本買取契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等においては、割当予定先が本新株予約権への投資を行うにあたって当初想定した前提に重大な変更が生じることにより、割当予定先が当社に要求した場合には、当社は本新株予約権を当該時点における合理的な価格として、本買取契約に定めるブラック・ショールズ価格（ブラック・ショールズ・モデルを用いて、当社普通株式の価格、ボラティリティ等を考慮して算出される価格）で買い取ることとされています。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができるため、今般の資金調達を選択いたしました。

また、当社は今回の資金調達に際し、以下の「(本資金調達の特徴)」及び「(他の資金調達方法との比較)」に記載されている点を総合的に勘案した結果、本資金調達による資金調達による資金調達方法が、既存株主の利益に配慮しながら当社の将来の資金ニーズに対応しうる、現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(本資金調達の特徴)

[メリット]

- ① 本株式の発行により、証券の発行時に一定の資金を調達することが可能となります。
- ② 第43回新株予約権の行使価額は発行決議日である2018年12月11日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）と同額である3,885円に当初設定しており、割当予定先による早期の行使による当社の資金調達の蓋然性を高めております。他方で、第44回新株予約権の行使価額は第43回新株予約権の当初行使価額を上回る4,273円に当初設定しており、割当予定先による本新株予約権の行使時期を分散させることで直ちに希薄化が大きく進むことを避けるとともに、当社の事業進捗に伴い株価が一定水準以上に上昇した場合には、割当予定先による行使によって当社が第43回新株予約権のみを発行する場合よりも多額の資金を調達することが期待できます。

- ③ 当社は、当社取締役会の決議により、半年毎に行使価額の下方修正を行うことが可能であり、株価が上昇しなかった場合であっても、資金調達の見込み性を高めることができます。
- ④ 本新株予約権の目的である当社普通株式数は1,050,000株で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化の規模は限定的です。
- ⑤ 本株式による調達資金及び本新株予約権による調達金額はいずれも資本性の資金となるため、財務健全性指標が上昇します。

[留意点]

本新株予約権については、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金調達がなされる仕組みであり、資金調達の進捗について以下の留意点があります。

- (ア) 株価が本新株予約権の行使価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権の行使が期待できないため、事実上資金調達ができない仕組みとなっております。
- (イ) 株価が本新株予約権の行使価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権を行使するとは限らず、資金調達の時期には不確実性があります。
- (ウ) 本新株予約権の行使価額は、当社の選択により半年毎に、又は発行要項に従い2020年12月28日及び2021年12月28日を効力発生日として、当初行使価額より低い水準に修正される可能性があり、その場合、資金調達の金額が当初の予定を下回ることとなります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法として適当でない判断いたしました。
- ③ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいとされます。
- ④ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうか不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でない判断いたしました。
- ⑤ 社債及び借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 払込金額の総額	
本株式の払込金額の総額	1,223,950千円
本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	4,319,910千円
・ 発行諸費用の概算額	49,000千円
・ 差引手取概算額	5,494,860千円

(注) 1. 上記差引手取概算額は、上記払込金額の総額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、信託銀行費用等の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 5,494,860,000 円につきましては、①中国における F351 の研究開発費用、②米国における F351 の研究開発費用及び③その他の国における F351 の研究開発費用に充当する予定です。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額 (円)	支出予定時期
① 中国における F351 の研究開発費用	1,100,000,000	2019年8月～2022年12月
② 米国における F351 の研究開発費用	3,500,000,000	2019年8月～2022年12月
③ その他の国における F351 の研究開発費用	894,860,000	2019年12月～2022年12月

- (注) 1. 支出時期までの資金管理については、当社預金口座で適切に管理する予定であります。
2. 本新株予約権の行使の有無は本新株予約権者の判断に依存するため、行使可能期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。その場合には、①に優先的に充当した上で、自己資金の充当、借入れ等の方法により対応する予定です。

① 中国における F351 の研究開発費用について

当社グループは、中国において、F351 の肝線維症治療薬としての第 2 相臨床試験を行っておりますが、これは、慢性 B 型肝炎ウイルス感染による肝線維症の治療における F351 の安全性及び有効性を検証するもので、中国全土の三級甲の 13 の病院が参加し、最大 240 人の被験者に対して、無作為、二重盲検、プラセボ・コントロール、反復投与、多施設での試験を行うものです。2018 年 9 月末日現在、複数の施設で、175 人の被験者登録が行われています。2018 年 9 月、当社グループは、中国における F351 の肝線維症を適応症とする第 2 相臨床試験を審査する独立データモニタリング委員会 (IDMC) より、これまでの試験において良好な結果が認められたことから、本試験に対する新規被験者登録を停止すべきとの勧告を受領しました。また、IDMC は、本試験終了前に、まだ 52 週間の経過観察期間が残っている 36 名の被験者については試験を継続するよう勧告しております。同委員会の勧告に従い、当社グループは、中国における当第 2 相臨床試験を 2019 年夏頃に終了する予定です。当社グループは、第 2 相臨床試験終了後速やかに、第 3 相臨床試験申請を行う予定です。今回の資金調達に係る資金につきましては、F351 の第 2 相臨床試験終了後のデータ分析、報告書作成、第 3 相臨床試験の準備、申請、実施等の費用に充当することを目的としております。

② 米国における F351 の研究開発費用について

2017 年 9 月、当社の 100%子会社である GNI USA, Inc. (GNI USA) が、肝線維症治療薬としての F351 の米国における治験許可申請に対して、米国食品医薬品局より、第 1 相臨床試験開始の承認を取得いたしました。2018 年 4 月、GNI USA は、オープン試験で、単回投与及び反復投与の第 1 相臨床試験を、米国において開始しました。本試験の目的は、中国において先に実施された第 1 相臨床試験結果を補完するため、アジア人以外の人種において、F351 の薬物動態、安全性及び忍容性を確認することでした。2018 年 7 月、当第 1 相臨床試験に関し、全ての被験者群 (4 群、総数 48 名) の登録が完了しました。当第 1 相臨床試験中、F351 は、過去に中国において実施された試験と同様の忍容性を示しました。当第 1 相臨床試験に関する全ての試験も完了しており、現在、治験報告書が作成されております。今回の資金調達に係る資金につきましては、第 2 相臨床試験の準備等に適宜充当することを目的としております。

③ その他の国における F351 の研究開発費用について

中国における F351 の肝線維症を適応症とする第 2 相臨床試験の中間解析において良好な結果が認められたことから、当第 2 相臨床試験の最終結果をもって、中国、米国以外の第三国においても F351 の研究開発を開始することを検討しております。具体的な対象国については引き続き検討中であるものの、いずれの検討対象国においても、治験許可申請にあたっては当該国の現行の規制に沿った追加試験を実施する必要性が高く、今般の資金調達に係る資金につきましては、当該第三国における臨床試験の準備等に適宜充当することを目的としております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠

①本株式

本株式の発行価額は、本株式の発行に係る取締役会決議の前営業日（2018 年 12 月 10 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 90%に相当する金額といたしました。

取締役会決議の前営業日における終値を基準として採用することとしたのは、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断したためです。当社は、上記払込金額の算定根拠につきましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成 22 年 4 月 1 日制定）に準拠しているものと考え、ディスカウント率を含め、割当予定先とも十分に協議の上、決定いたしました。

なお、本株式の払込金額は、本株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2018 年 12 月 10 日）までの直前 1 ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値である 3,985 円（小数点以下を四捨五入。以下、株価の計算について同様に計算しております。）に対して 12.25%のディスカウント（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率又はプレミアム率の数値の計算について同様に計算しております。）、同直前 3 ヶ月間の終値単純平均値である 3,838 円に対して 8.88%のディスカウント、同直前 6 ヶ月間の終値単純平均値である 3,867 円に対して 9.57%のディスカウントとなる金額です。

なお、当社監査委員会から、本株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的企業価値を適正に反映していると判断した上で取締役会決議の前営業日における終値を基準として割当予定先と交渉が行われていること、及び日本証券業協会の指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

②本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、行使価額の修正がなされる可能性があること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、

当社の配当利回り、無リスク利率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（割当予定先の行使請求が均等に実施されること、割当予定先が権利行使により取得した当社株式を出来高の一定割合の株数の範囲内で売却すること、第43回新株予約権の行使完了後に第44回新株予約権の権利行使が実施されること、当社による行使価額の修正が当社の資金調達需要に基づき実施されること、割当予定先に対して売却株数に応じたコストが発生すること等を含みます。）を設定しております。当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額（第43回新株予約権1個につき4,577円、第44回新株予約権1個につき2,463円）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額として、第43回新株予約権は4,577円、第44回新株予約権は2,463円とし、本新株予約権の行使価額は当初、第43回新株予約権につき2018年12月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に、第44回新株予約権につき2018年12月10日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%に相当する金額にしました。

本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

当社監査委員会も、①本新株予約権の払込金額の算定に際しては、第三者算定機関が、本新株予約権の行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の本新株予約権の公正価値に影響を及ぼす可能性のある事象を前提とし、かつ、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しており、かかる第三者算定機関による公正価値の評価額は適正かつ妥当な価額と解されること、②第三者算定機関によって算出された本新株予約権の評価額を踏まえて本新株予約権の払込金額が決定されていることから、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本株式の数（350,000株）に本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数（1,050,000株）を合算した総株式数は1,400,000株（議決権数14,000個）であり、2018年6月30日現在の当社発行済株式総数及び議決権数を基準に2018年7月1日付で行われた当社普通株式10株につき1株の割合での株式併合及び1,000株から100株への単元株式数の変更を考慮した数字である13,507,083株及び134,962個を分母とする希薄化率は10.36%（議決権ベースの希薄化率は10.37%）に相当します。

しかしながら、当社としては、このような希薄化が生じるものの、上記のとおり、本資金調達により調達した資金を上記の資金使途に充当することにより当社の事業基盤を強化・拡大させ、当社の中長期的な企業価値及び株主価値の向上を図ることができ、本資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると考えていることから、発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

なお、①本資金調達において、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合に発行される総株式数に本株式の数を加えた株式数合計1,400,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は325,798株であり、一定の流動性を有していることから、本資金調達は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(注) 非公開のファンドである割当予定先に関する一部の情報については、開示の同意が得られていないため、記載していません。

(1) 名称	CVI Investments, Inc.	
(2) 所在地	Maples Corporate Services Limited, PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands	
(3) 設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社	
(4) 組成目的	投資	
(5) 組成日	2015年7月1日	
(6) 出資の総額	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(7) 出資者・出資比率・出資者の概要	開示の同意が得られていないため、記載していません。	
(8) 業務執行組合員又はこれに類する者の概要	名称	Heights Capital Management, Inc.
	所在地	アメリカ合衆国、19801、デラウェア州、ウィルミントン、スイート 715、1201N オレンジストリート、ワン・コマー・センター
	代表者の役職・氏名	Investment Manager Martin Kobinger
	事業内容	投資
	資本金	開示の同意が得られていないため、記載していません。
(9) 国内代理人の概要	名称	該当ありません。
	所在地	該当ありません。
	代表者の役職・氏名	該当ありません。
	事業内容	該当ありません。
	資本金	該当ありません。
(10) 当社と当該ファンドとの関係	当社と当該ファンドとの関係	該当ありません。
	当社と業務執行組合員との関係	該当ありません。
	当社と国内代理人との関係	該当ありません。

(注) 当社は、本買取契約において、割当予定先から反社会的勢力ではなく、又は反社会的勢力と何らの関係ない旨の表明保証を受けております。さらに、割当予定先について、反社会的勢力であるか否か、及び割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（代表取締役：古野啓介、本社：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号虎ノ門アネックス6階）に調査を依頼し、調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、割当予定先が反社会的勢力である、又は割当予定先が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。以上により、当社は、割当予定先が反社会的勢力と一切の関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載の通り、当社の重要な医薬品開発パイプラインを進展させるための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討してまいりました。そのような状況の中、割当予定先の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc. から、本資金調達に関する提案を受けました。当該提案を当社内にて協議・検討した結果、本資金調達のスキームが、当初のタイミングで一定の資金を調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ追加的な資金調達ができる点において、当社のファイナンスニーズに合致していると判断しました。割当予定先の属性についても当社内にて協議・検討しましたが、割当予定先は機関投資家として保有資産も潤沢であり、また、割当予定先の資産運用を行う会社である Heights Capital Management, Inc.

は、Susquehanna International Group に属する共通支配下の会社の一つであって、Susquehanna International Group に属する会社のうち割当予定先を含む数社の資産運用等を行っており、グローバルな投資経験が豊富で日本での投資も多く行っており、かつ投資先と良好な関係を構築しながら投資先を育成していく姿勢を持っていること等から、割当予定先への本株式及び本新株予約権の割当ては適当であると判断しました。その結果、本資金調達スキームを採用し、CVI Investments, Inc. を割当予定先とすることを決定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先は、本買取契約において、2019年6月25日及び2019年12月25日の時点で、少なくとも80,000株又は当該時点における当社の発行済株式総数の0.59%に相当する株式数のいずれか少ない数の当社普通株式（割当予定先によるスワップ取引等に係る株式を含みます。）を保有する（但し、当社又は当社の重要な子会社が本買取契約に定める取引（当社又は当社子会社によるその全て若しくは実質的に全ての資産の処分等）を行った場合又は当社に本買取契約に定める事由（当社が発行する株式の上場廃止等）が発生した場合等を除きます。）旨を合意する予定です。なお、本株式及び本新株予約権に関する割当予定先の保有方針は、純投資であると聞いております。当社は、割当予定先から、割当予定先が本株式に係る払込期日から2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、2017年12月31日現在の財産目録及び当該割当予定先が1億ドル以上の証券を保有していることにより米国証券法上の適格機関投資家と判定されているというを示す資料として2018年3月1日現在のQIB Certificateを受領しており、また、割当予定先の資産運用を行う会社であるHeights Capital Management, Inc.に対するヒアリングにより現金化できる流動資産があること及び自己資金での払込みであることを伺っており、割当予定先に割り当てられる本株式及び本新株予約権の発行に係る払込みに十分な財産を有することを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社並びに当社の役員、役員関係者及び大株主は、割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に係る株券賃貸借契約を締結する予定はありません。

(6) ロックアップについて

- ①当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本株式及び本新株予約権の発行、本新株予約権又は発行済みの当社新株予約権の行使による当社普通株式の交付（但し、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数は、発行済株式数の5%以下とします。）、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、当社の取締役等へのストック・オプションの付与（但し、当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数とあわせて発行済株式数の5%以下とします。）その他日本法上の要請による場合等を除きます。）を行わない旨を合意する予定です。
- ②当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、(i)その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社若しくは当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等の発行後に、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額若しくは転換価額等が(A)当社普通株式の時価等に連動して決定又は変更されるもの、若しくは(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により調整されるものの発行若しくは処分、又は(ii)当社が将来決定される価格に基づき証券を売却することを内容とする契約の締結を行わない旨を合意する予定です。

- ③当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の下限行使価額を下回る払込金額による当社普通株式の発行又は処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が本新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行又は処分を行わない旨を合意する予定です。
- ④当社は、割当予定先の承諾を得て上記①又は②の発行等を行う場合で、割当予定先が要求した場合、上記①又は②の発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件で割当予定先に対しても発行等を行う旨を合意する予定です。

8. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2018年6月30日現在）		募集後	
イン・ルオ	3.46%	CVI Investments, Inc.	9.39%
日本証券金融株式会社	1.92%	イン・ルオ	3.14%
森田 政廣	0.69%	日本証券金融株式会社	1.74%
須藤 一彦	0.65%	森田 政廣	0.62%
松井証券株式会社	0.58%	須藤 一彦	0.59%
大和証券株式会社	0.54%	松井証券株式会社	0.53%
八木 大輔	0.52%	大和証券株式会社	0.49%
高田 篤史	0.50%	八木 大輔	0.47%
鶴田 昭彦	0.48%	高田 篤史	0.45%
野村信託銀行株式会社（投信口）	0.47%	鶴田 昭彦	0.44%

- (注) 1. 持株比率は発行済株式総数（自己株式を含みます。）に対する比率を記載しております。また、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。
2. 募集前の持株比率は、2018年6月30日現在の株主名簿上の株式数を基に算出しております。
3. 募集後の持株比率は、2018年6月30日現在の株主名簿上の株式数に基づき、2018年7月1日付で行われた当社普通株式10株につき1株の割合での株式併合を考慮した株式数、及びCVI Investments, Inc.については本株式の数及び本新株予約権の目的である株式の数を加えた株式数を基に算出しております。

9. 今後の見通し

本資金調達による2018年12月期の業績に与える影響は軽微であります。

また、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は適時適切に開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続き

本株式及び本新株予約権の発行規模は、「6. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりであり、2018年6月30日現在の総議決権数に対して最大10.37%の希薄化にとどまります。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本新株予約権が全て権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結) (単位:千円。特記しているものを除きます。)

	2015年12月期	2016年12月期	2017年12月期
売上収益	1,016,670	1,306,931	2,648,451
営業利益又は営業損失(△)	△633,165	△276,361	154,212
税引前利益又は税引前損失(△)	△669,623	△385,380	137,129
当期利益又は当期損失(△)	△668,557	△465,694	28,205
基本的1株当たり損失(円)	△54.88	△45.10	△13.97
1株当たり配当額(円)	—	—	—
1株当たり親会社所有者帰属部分(円)	337.41	286.00	869.72

(注) 当社は、2018年7月1日付で当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。このため、2015年12月期の期首に当該併合が行われたと仮定し、基本的1株当たり損失金額及び1株当たり親会社所有者帰属部分金額を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(2018年9月30日現在)

	株式数	発行済株式総数に対する比率
発行済株式総数	13,507,083株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	358,177株	2.65%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—

(注) 上記潜在株式数は、当社のストック・オプション制度に係る潜在株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
始値	1,870円	2,240円	6,020円
高値	3,950円	9,380円	7,700円
安値	1,170円	2,160円	2,803円
終値	2,180円	5,930円	3,885円

(注) 1. 2018年12月期の株価については、2018年12月10日現在で表示しております。
2. 当社は、2018年7月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っておりますので、これを踏まえ、上記表中の株価は、2016年12月期の期首に当該併合が行われたと仮定し、記載しております。

② 最近6か月間の状況

	2018年7月	2018年8月	2018年9月	2018年10月	2018年11月	2018年12月
始値	4,885円	3,405円	3,970円	4,485円	3,265円	4,365円
高値	4,885円	4,100円	4,880円	4,715円	4,405円	4,505円
安値	3,260円	2,803円	3,425円	2,930円	3,200円	3,845円
終値	3,405円	3,970円	4,475円	3,315円	4,225円	3,885円

(注) 2018年12月の株価については、2018年12月10日現在で表示しております。

③ 発行決議前営業日における株価

	2018年12月10日現在
始 値	4,015 円
高 値	4,060 円
安 値	3,845 円
終 値	3,885 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による第40回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行

割当日	2017年5月8日
発行新株予約権数	20,000 個
発行価額	総額 25,160,000 円（本新株予約権 1 個当たり 1,258 円）
発行時における 調達予定資金の額	13,584,580,000 円（差引手取概算額）
割当先	モルガン・スタンレーMUFG 証券株式会社
募集時における 発行済株式総数	114,024,831 株
当該募集による潜在株式数	潜在株式数：20,000,000 株 上限行使価額はありませぬ。 下限行使価額は 340 円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 20,000,000 株です。
現時点における行使状況	行使済株式数：20,000,000 株 （残新株予約権数：0 個）
現時点における調達した資金の 額	8,748,788,000 円（差引手取額）
発行時における 当初の資金使途	①2017年6月から2017年8月までに、Berkeley Advanced Biomaterials, Inc. 株式の取得費用として 6,500 百万円 ②2018年1月から2020年12月までに、中国における F351 の研究開発費用として 1,500 百万円 ③2017年12月から2020年11月までに、米国における F351 の研究開発費用として 4,084 百万円 ④2017年7月から2020年6月までに、中国におけるアイスーリュイの適応症拡大による DN 治療薬としての研究開発費用として 1,000 百万円 ⑤2017年7月から2020年6月までに、中国におけるアイスーリュイの適応症拡大による CTD-ILD 治療薬としての研究開発費用として 500 百万円
現時点における資金の 充当状況	①2017年7月末までに 6,500 百万円を充当済みです。 ②2018年11月末までに 300 百万円を充当済みです。 ③2018年11月末までに 130 百万円を充当済みです。 ④2018年11月末までに 50 百万円を充当済みです。 ⑤2018年11月末までに 150 百万円を充当済みです。

(注) 詳細につきましては2017年4月21日付「第三者割当てによる第40回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

(別紙1)

株式会社ジーエヌアイグループ
普通株式発行要項

1. 募集株式の種類
当社普通株式
2. 募集株式の数
350,000 株
3. 払込金額
1 株につき 3,497 円
4. 払込金額の総額
1,223,950,000 円
5. 増加する資本金及び増加する資本準備金の額
増加する資本金の額 611,975,000 円
増加する資本準備金の額 611,975,000 円
6. 払込期日
2018 年 12 月 27 日

(別紙2)

株式会社ジーエヌアイグループ第43回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ジーエヌアイグループ第43回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2018年12月27日

3. 割当日

2018年12月27日

4. 払込期日

2018年12月27日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 525,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。
但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{無償割当て} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

5,250 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 4,577 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 45.77 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 3,885 円とする。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、2019 年 6 月 28 日、同年 12 月 28 日、2020 年 6 月 28 日、2021 年 6 月 28 日、2022 年 6 月 28 日及び 2022 年 12 月 28 日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）の各日を効力発生日として、行使価額の修正を行うことができる。当社は、本号に基づく行使価額の修正を行う場合、事前にその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、修正日以降、(i) 当該修正日に先立つ 10 連続取引日において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額、又は (ii) 当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。
- (2) 上記第(1)号に関わらず、行使価額は、2020 年 12 月 28 日及び 2021 年 12 月 28 日の各日を効力発生日として、同日以降、(i) 当該効力発生日に先立つ 10 連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額、又は (ii) 当該効力発生日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。
- (3) 本項の他の規定に関わらず、上記第(1)号又は第(2)号に基づく修正後の行使価額が 1,943 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額）に調整される。
- (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。））の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 株主に対する無償割当てにより普通株式を発行又は処分する場合

調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、2023年1月6日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

- ② 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (7) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日、特別配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は第(6)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号

⑤及び第(4)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2019年1月4日から2023年1月6日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

該当事項なし

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金4,577円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役代表執行役社長兼 CEO に一任する。

以 上

(別紙3)

株式会社ジーエヌアイグループ第44回新株予約権 発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社ジーエヌアイグループ第44回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)

2. 申込期間

2018年12月27日

3. 割当日

2018年12月27日

4. 払込期日

2018年12月27日

5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を CVI Investments, Inc. に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 525,000 株とする (本新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数 (以下「割当株式数」という。) は 100 株とする。)。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{分割} \cdot \text{無償割当て} \cdot \text{併合の比率}$$

また、上記のほか、調整後割当株式数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当社は、調整後割当株式数を合理的な範囲で調整することができる。

- (3) 調整後割当株式数は、当社普通株式の分割又は併合の場合は、分割又は併合のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当ての場合は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者 (以下「本新株予約権者」という。) に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

5,250 個

8. 各本新株予約権の払込金額

金 2,463 円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり 24.63 円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初 4,273 円とする。

10. 行使価額の修正

- (1) 当社は、当社の資本政策のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、2019 年 6 月 28 日、同年 12 月 28 日、2020 年 6 月 28 日、2021 年 6 月 28 日、2022 年 6 月 28 日及び 2022 年 12 月 28 日（以下、個別に又は総称して「修正日」という。）の各日を効力発生日として、行使価額の修正を行うことができる。当社は、本号に基づく行使価額の修正を行う場合、事前にその旨を本新株予約権者に通知するものとし、行使価額は、修正日以降、(i) 当該修正日に先立つ 10 連続取引日において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額、又は (ii) 当該修正日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。
- (2) 上記第(1)号に関わらず、行使価額は、2020 年 12 月 28 日及び 2021 年 12 月 28 日の各日を効力発生日として、同日以降、(i) 当該効力発生日に先立つ 10 連続取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い価額の 90% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額、又は (ii) 当該効力発生日において有効な行使価額のいずれか低い方に修正される。
- (3) 本項の他の規定に関わらず、上記第(1)号又は第(2)号に基づく修正後の行使価額が 1,943 円（以下「下限行使価額」といい、第 11 項第(3)号、第(4)号及び第(9)号の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合等で、当社普通株式の新たな発行又は当社の保有する当社普通株式の処分における払込金額（下記第(2)号②の場合は、取得請求権付株式に係る取得請求権又は新株予約権を当初の発行条件に従い行使する場合の下記第(2)号③に定義する取得価額等。また、下記第(2)号③の場合は、下方修正等が行われた後の取得価額等）が、下記第(2)号において調整後の行使価額の適用開始日として定める日において有効な行使価額を下回る場合には、行使価額は当該払込金額又は取得価額等と同額（但し、調整後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額）に調整される。
- (2) 新株式発行等により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を除く。）（但し、譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。））の取締役その他の役員又は使用人に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」と総称する。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合にはその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 取得請求権付株式等（当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に割り当てられたものを除く。）の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（以下「取得価額等」という。）の下方修正等が行われた場合

調整後の行使価額は、下方修正等が行われた後の取得価額等が適用される日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & - & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(4)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「株式分割等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (4) 株式分割等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ② 株主に対する無償割当てにより普通株式を発行又は処分する場合

調整後の行使価額は、無償割当ての効力発生日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本号①及び②の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①及び②にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (5) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(6)号に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、株式分割等による行使価額調整式とあわせて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - \text{1株当たり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る事業年度の最終の基準日における割当株式数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (6)① 「特別配当」とは、2023年1月6日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日における、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における割当株式数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

- ② 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。
- (7) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (8)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、株式分割等による行使価額調整式の場合は調整後の行使価額が初めて適用される日、特別配当による行使価額調整式の場合は当該事業年度の剰余金の配当に係る最終の基準日にそれぞれ先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(4)号①の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (9) 上記第(2)号、第(4)号及び第(5)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (10) 上記第(2)号、第(4)号及び第(6)号の規定にかかわらず、上記第(2)号、第(4)号又は第(6)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正の効力発生日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。
- (11) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号

⑤及び第(4)号③に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

2019年1月4日から2023年1月6日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

該当事項なし

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結した買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金2,463円とした。

19. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社取締役代表執行役社長兼 CEO に一任する。

以 上